

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ 運動情報

第 460 号 本号 3 号

2014 年 7 月 13 日（日）

「閣議決定」撤回！閉会中審査でごまかす な！7・13 国会包囲大行動に **3000人**

14日と15日の衆参予算委員会で、集団的自衛権行使容認を決めた「閣議決定」の閉会中審査が行われるに当たり、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会と1000人委員会が呼びかけている「『閣議決定』撤回！閉会中審査でごまかすな！連続国会行動」の最初の行動、「7・13国会包囲大行動」が13日正午から取り组まれました。国会議事堂正門前信号を挟み左右と憲政記念館前、首相官邸前、国会図書館前などでいっせいに集会がおこなわれました。午後1時にはいっせいに国会にむけシュプレヒコールが轟かされ、1時30分には正門前から憲政記念館まで、参加者が手をつなぐとともにコールを繰り返しました。

行動への参加者は3,000人でした。

国会議員では、日本共産党吉良よし子参院議員が激励あいさつを行いました。また、日弁連の上柳敏郎憲法問題対策本部事務局長、栗田禎子千葉大学教授、中野晃一上智大学教授・立憲デモクラシーの会呼びかけ人、井筒高雄元自衛隊員らがスピーチを行いました。

14日、15日予算委員会当日にも行動

14日（月）には衆院予算委員会が午前9時～午後5時の予定で開催されます。解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会は1000人委員会と共に正午から午後1時30分、衆院第2議員会館前で国会行動を行ないます。

15日（火）には参院予算委員会が同じように開かれます。実行委員会などは参院議員会館前で正午から午後1時30分、国会行動を取り組みます。

憲法共同センターは14日午後6時30分から行動

憲法共同センターは14日午後6時30分～8時、国会議事堂正門前で国会行動を取り組みます。この行動には、衆院予算委員会で唯一正面から安倍首相の閣議決定暴走を追及する笠井亮日本共産党衆院議員が国会報告をします。

声を一つに「閣議決定」を撤回させましょう。

【情報】

武力攻撃事態対処法について、「危険切迫」として集団的自衛権行使を可能にする「改正」の動きや集団的自衛権の行使にあたり、自衛隊の派遣理由が秘密保護法盾に秘匿されることも想定されているとの報道があいついでされています。

各紙の報道を別項に掲載します。

集团的自衛権：「危険切迫」で行使可能 武力事態法改正へ

集团的自衛権の行使を可能にするための法整備を巡り、政府は11日、武力攻撃事態法を改正し、日本が外国から攻撃を受ける前でも武力行使できるようにする方針を固めた。同法は武力行使を「(外国からの) 攻撃が発生した」場合に限定して認めているが、「攻撃が発生する明白な危険が切迫している」場合でも武力行使を可能とする。日本の安全保障法制の大きな転換点となる。

来年の通常国会での改正を想定している。同法は、有事の際の自衛隊や地方自治体の対処方針の概要などを定める。現行法は外国からの武力攻撃に対しては「武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」とし、自衛隊の武力行使は日本が攻撃を受けた場合に限っている。

1日の安全保障に関する閣議決定は「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合」でも、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険があると認めれば、武力行使が可能だとした。改正で、自衛隊が集团的自衛権に該当する活動に従事する際の法律上の根拠とする。

同法は、防衛のための自衛隊出動には国会承認が必要と定めており、日本が攻撃を受けていない場合の出動にも同様に国会承認を義務付ける。武力行使の程度に関しても、現行法と同様に「事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」との制約を盛り込む。【青木純】

北海道新聞 (07/12 09:44、07/12 09:49 更新)

集团的自衛権行使 秘密保護法「盾」に自衛隊派遣理由、秘匿も 国民議論できぬ恐れ



政府が集团的自衛権を行使し、米国の要請などで自衛隊を派遣する際、その理由が国民に十分に知らされない恐れが出ている。今年12月に施行される特定秘密保護法を「盾」に、政府が判断に至る議論を秘匿する可能性があるためだ。専門家は自衛隊派遣の是非を国民が判断できないまま、政府が戦争に突き進むことに警戒感を募らせている。

特定秘密保護法は、政府が「漏れると安全保障に著しい支障を与える恐れがある」と判断した情報を特定秘密に指定できると定める。対象となる防衛や外交など4分野23項目のうち、参戦理由は「外国や国際機関との交渉内容や方針のうち安全保障に関する重要なもの」に当たる可能性が高い。森雅子内閣府特命担当相は11日の記者会見で「23項目に該当する場合に主務大臣が秘密指定する。それに該当するかどうか、という話になる」と述べ、参

戦理由が特定秘密になる可能性を認めた。

集団的自衛権は、日本と関係が密接な他国への武力攻撃が発生し、日本人の生命や権利が「根底から覆される明白な危険」があると判断すれば発動できる。実際に米国などから協力要請があった場合、国家安全保障会議（NSC）で審議し、内閣が決定するが「安全保障に著しい支障を与える恐れがある」と判断されれば、詳細な理由や議論の過程は秘密となる。第1次安倍内閣で防衛担当の内閣官房副長官補を務めた柳沢協二氏は「米艦が攻撃を受けて日本に防護要請した場合、なぜ米艦が攻撃を受けたのか」といった米軍の行動に関する情報は秘中の秘。表に出てこないだろう」と指摘。「そこを議論しないと参戦の正当性は説明できないが、材料が提供されない可能性は高い」とみる。

ベトナム戦争では、1964年にベトナム沖で米艦が攻撃を受けたトンキン湾事件をきっかけに各国が参戦したが、その後、事件の際の攻撃は米国の捏造（ねつぞう）だったことが発覚した。当時の日本は集団的自衛権が行使できず参戦しなかった。特定秘密保護法が施行されれば、こうした情報も検証できなくなる恐れがある。

米軍の動向に詳しいNPO法人ピースデポ（横浜）の塚田晋一郎事務局長代行は「秘密法は何でも秘密にできて、何が秘密か分からないのが特徴だ。参戦後、米軍などと理由をねじ曲げる恐れもある。こんなことで自衛隊が危険にさらされていいのか」と疑問視している。

（東京報道 村田亮）＜北海道新聞7月12日朝刊掲載＞